

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	緑資源公団	政府出資額	751,315,206,430円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人緑資源機構	政府出資額	611,938,717,572円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	△139,376,488,858円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)</p> <p>附則 (緑資源公団の解散等)</p> <p>第四条 緑資源公団（以下「公団」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に公団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p> <p>6 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（次条第一項の規定により農林水産大臣が承認した金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。</p> <p>7 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>9 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p>		

政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none">・ 水源林造成事業により保有する立木の時価評価に伴う減（約△1,502億円）・ 建物・土地の時価評価に伴う増（約11億円）・ 貸倒引当金の計上に伴う減（約△2億円）・ 長期前払費用の計上に伴う増（約20億円）・ 会計基準の変更に伴う退職給付引当金の計上基準の見直しによる増（約65億円）
備 考	